船橋市小児救急医療研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における小児救急医療体制の整備、充実を図るため、船橋市小 児救急医療研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、船橋市の小児救急医療体制の再構築を図るため、医師会、 関係医療機関、行政が連携し、船橋市の一次救急及び二次救急のあり方を含 め、安定した小児救急医療を提供できる体制について調査研究を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、13人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 船橋市医師会の代表

4人以内

- (2) 小児二次救急医療機関の代表
- 4人以内
- (3) 船橋市保健・医療・福祉問題懇談会の代表 1人以内
- (4) 市職員

4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における 補欠委員については残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき、又は半数以上の委員の 要請により、委員長が召集する。
- 2 委員長が議長となり議事を整理する。
- 3 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会は、小児救急医療の調査研究、素案の作成等を行うため、作業

部会を設置することができる。

- 2 作業部会の部会員は、12人以内とし、委員会の推薦により、市長が委嘱 する。
- 3 部会員の任期は、2年以内とする。ただし、部会員が欠けた場合における 補欠委員については残任期間とする。
- 4 作業部会の会議については、第5条、第6条の規定を準用する。

(事務局)

第8条 委員会及び作業部会の事務局は、健康部健康政策課において行う。

(その他)

第9条 委員及び部会員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非 常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号) の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員 長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。